

資料

令和5年12月27日  
島根県地域振興部  
中山間地域研究センター  
福井、河本  
TEL: 0854-76-2025

中山間地域研究センター職員死亡事故に係る再発防止策について

島根県地域振興部  
島根県農林水産部

令和5年10月25日に発生した、中山間地域研究センター職員の死亡事故に係る  
今後の再発防止策を別添のとおり決定しましたので、お知らせします。

<参考：事故の概要>

① 発生時刻

令和5年10月25日(水) 10:00～12:15の間

② 場所

中山間地域研究センター 野生動物放飼場

③ 死亡職員

鳥獣対策科職員（60代）

- 平成15年4月から中山間地域研究センター鳥獣対策科に勤務
- ニホンジカ等の飼育管理などを担当

④ 経緯

10:00頃 飼育作業のため単独で飼育場へ向かう

12:15頃 同僚職員（鳥獣対策科職員）が様子を見に行くと、ニホンジカ  
飼育柵内で、出血して倒れている職員を発見し、直ちに119  
番通報するとともに、心肺蘇生等を実施

12:40頃 中山間センターに救急車到着。飯南病院へ搬送

13:20頃 飯南病院へ同行した職員から、職員が死亡したとの連絡がある

⑤ 死亡の原因

目撃者がいないため断定できないが、シカに襲われた可能性が高い。（現在、  
警察による捜査が継続中）



# 中山間地域研究センターの実験動物（ニホンジカ等） の飼育時における事故再発防止策について

## 1. 再発防止策の目的

令和5年10月25日に中山間地域研究センターの野生動物放飼場（ほうしじょう）内において、ニホンジカ飼育管理中に職員の死亡事故が発生した。

二度とこのような事故を起こさないために、以下の対策を講じ、再発防止を図る。

## 2. 放飼場での実験動物と職員の同場の防止（施設の改良）

放飼場でのニホンジカと職員の同場（接触）を防止するため、以下の対策を講じる。

- ① 放飼場を「試験区域」と「飼育区域」に区切って試験及び飼育管理を行うこととし、そのための隔離扉を設ける。
- ② 隔離扉については、職員とシカの接触が起きないよう、外から開閉し、施錠できる構造とする。

## 3. 放飼場内の安全対策（作業時）

- ① ニホンジカの隔離作業（試験区域から飼育区域への移動または飼育区域から試験区域への移動）については二人以上で行い、また、隔離扉の施錠を行い、確実に隔離できていることを確認し、隔離作業完了とする。
- ② 隔離作業を確実に行い安全が確保できた区域は、一人での作業（試験の準備や草刈りなど）を認める。
- ③ 一人作業を実施する場合は、転倒、骨折などの労働災害に備え、安全ブザーなどを携行することとする。  
怪我で身動きができない場合などに使用し、他の職員による、災害の早期発見、迅速な救急対応につなげる。
- ④ 一人作業を実施する場合は、1時間ごとに事務所へ連絡するなど安否確認を行う。
- ⑤ 角が柵等に挟まりシカが身動きできなくなるなど、救出のため同場せざるを得ない場合は、麻酔によりシカを不動化し安全を確保したうえ、二人以上で救出作業を行う。

#### 4. その他対策

- ① 2. の施設の改良が完成されるまでは、シカのいる区域内での試験及び飼育管理は実施しない。
- ② 新たな試験研究を行う場合は、試験設計の段階から、発生しうる労働災害などリスクについて十分に協議、検討したうえで実験を行う。
- ③ 関係者以外の安全を確保するため、三角コーン、トラロープ等により放飼場周辺に規制を設け、放飼場周辺エリアへの立ち入りを禁止する。
- ④ アライグマ、アカネズミの飼育についても、飼育方法の再点検を行い、安全対策の徹底を図る。
- ⑤ 新たな種類の実験動物が加わる場合、飼育方法、労働災害リスクなどを十分に協議・検討したうえで飼育を開始する。

#### 5. 他の職場における安全管理対策

(農林水産部内)

- 鳥獣被害対策業務（ツキノワグマ、傷病鳥獣など）や動物を飼育する業務（畜産技術センター、農林大学校）
  - ・所属において、問題点・改善点等を点検の上、マニュアル作成又は改訂、必要物品を整備

(県庁全体)

- ・動物を扱う所属（保健所、県立学校など全19所属）において安全マニュアルの確認を行うとともに、未整備の所属においてはマニュアルを整備

## 野生動物放飼場 事故再発防止策後の改良（案）

試験区域と飼育区域を分離して管理する

